

2019年3月19日

## ゴールデンウィーク期間中の外来診療について

新天皇の即位の日となる2019年5月1日(水)が「1年限りの祝日」となり、4月30日(火)～5月2日(木)についても、「国民の祝日に関する法律」により祝日となりました。

つきましては、**右記のとおり、4月30日(火)～5月2日(木)の期間中も、当院の外来診療は休診になります。**

(5月7日(火)からの外来診療は通常通りです)

何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

高知高須病院院長 大田 和道

### ゴールデンウィーク期間中の外来診療

4月27日	(土)	通常通り	(整形外科のみ)
4月28日	(日)	休診	
4月29日	(月)	休診	昭和の日
4月30日	(火)	休診	国民の休日
5月1日	(水)	休診	天皇の即位の日
5月2日	(木)	休診	国民の休日
5月3日	(金)	休診	憲法記念日
5月4日	(土)	休診	みどりの日
5月5日	(日)	休診	こどもの日
5月6日	(月)	休診	振替休日
5月7日	(火)	通常通り	